

議案第 号

宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成28年(2016年)2月 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市市税条例の一部を改正する条例

宝塚市市税条例(昭和29年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第44条第2項第1号中「個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(個人番号又は」を「法人番号(」に、「氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所」を「名称及び事務所又は事業所」に改める。

第136条の3第2項第1号中「個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項」を「法人番号(番号法第2条第15項」に改め、「個人番号又は」を削り、「及び氏名又は」を「及び」に改める。

附則第9条の4第2項第1号中「個人番号又は法人番号(個人番号又は」を「法人番号(」に、「及び氏名又は」を「及び」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



現行	改正案
<p>(市民税の減免)</p> <p>第44条第1項 略</p> <p>2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限の日までに次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び<u>個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。)</u>又は<u>法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地)</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第136条の3第1項 略</p> <p>2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限の日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び<u>個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)</u>又は<u>法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)</u>(<u>個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称</u>)</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>附 則</p> <p>(太陽光発電設備に対する固定資産税の課税免除)</p> <p>第9条の4第1項 略</p> <p>2 前項の規定の適用を受けようとする者は、その適用を受けようとする各年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に規則</p>	<p>(市民税の減免)</p> <p>第44条第1項 略</p> <p>2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限の日までに次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び<u>法人番号(</u> <u>法人番号を有しない者にあつては、名称及び事務所又は事業所</u> <u>の所在地)</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第136条の3第1項 略</p> <p>2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限の日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び<u>法人番号(番号法第2条第15項</u> <u>に</u> <u>規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)</u>(<u>法人番号を有しない者にあつては、住所及び</u> <u>名称)</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>附 則</p> <p>(太陽光発電設備に対する固定資産税の課税免除)</p> <p>第9条の4第1項 略</p> <p>2 前項の規定の適用を受けようとする者は、その適用を受けようとする各年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に規則</p>

で定める書類を添付して市長に提出し
なければならない。

- (1) 適用を受けようとする対象償却資産
の所有者の住所、氏名又は名称及び個人
番号又は法人番号(個人番号又は法人
番号を有しない者にあつては、住所及
び氏名又は名称)

(2)・(3) 略

で定める書類を添付して市長に提出し
なければならない。

- (1) 適用を受けようとする対象償却資産
の所有者の住所、氏名又は名称及び法
人番号(_____ 法人
番号を有しない者にあつては、住所及
び _____ 名称)

(2)・(3) 略

宝塚市市税条例の一部を改正する条例の概要

1 改正理由

マイナンバー法に関連して、地方税分野における個人番号・法人番号の利用については、各税目の個別手続等を平成27年10月2日付総務省通知で示され、その通知に従い、平成27年12月に条例を改正したところであるが、平成27年12月16日に決定された平成28年度与党税制改正大綱で一部の手続における個人番号の利用の取扱いを見直す方針が示されたことを踏まえ、個人番号の記載を求めることによって生じる本人確認手続等の納税義務者、特別徴収義務者等の負担を軽減するため、国税における取扱いと同様に、総務省において個人番号記載の対象書類が見直され、平成27年12月21日付で県を通じ通知があったため。

2 見直しの内容

地方税関係書類のうち、申告等の主たる手続と併せて提出、又は申告等の後に関連して提出されると考えられる一定の書類について、納税義務者、特別徴収義務者等の個人番号の記載を要しないこととされた。

3 改正の概要

平成27年12月の条例改正において個人番号の記載が必要とした申告等のうち、個人の市民税及び特別土地保有税における減免の申請書並びに太陽光発電設備に対する固定資産税の課税免除の申請書への個人番号の記載は不要とする。

4 施行時期

公布の日

総税企第 117 号
総税都第 79 号
総税市第 94 号
総税固第 89 号
平成 27 年 12 月 18 日

各道府県・指定都市 総務・税務主官部長
東京都 総務・主税局長

殿

総務省自治税務局 企画課長
都道府県税課長
市町村税課長
固定資産税課長
(公印省略)

地方税分野における個人番号利用手続の一部見直しについて

地方税分野における個人番号・法人番号の利用について、各税目の個別手続等については、平成 27 年 10 月 2 日付け総務省自治税務局各課長連名通知「地方税分野における個人番号・法人番号の利用について」(総税企第 95 号、総税都第 65 号、総税市第 70 号、総税固第 70 号。以下「平成 27 年 10 月 2 日付け通知」という。)でお示ししているところですが、このたび、平成 28 年度与党税制改正大綱(平成 27 年 12 月 16 日決定、自由民主党・公明党)において、一部の手続における個人番号の利用の取扱いを見直す方針が示されたことも踏まえ、下記に示す事項に留意の上、適切に運用されるようお願いいたします。

各都道府県市区町村担当課におかれましては、この旨を貴都道府県内の市区町村へ御連絡いただきますようお願いいたします。なお、この通知は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 (技術的な助言)に基づいたものです。

記

1 見直し内容

平成 28 年 1 月以後に地方税当局が納税義務者、特別徴収義務者等から申告・申請等を受け手続においては、原則として個人番号又は法人番号の記載を求めるとなるが、個人番号の記載を求めることによって生じる本人確認手続等の納税義務者、特別徴収義務者等の負担を軽減するため、国税における取扱いと同様に、以下の考え方に基づき、個人番号記載の対象書類を見直す(下記(1))とともに、一定の場合において個人番号の記載を不要とする(下記(2))とすることとする。

(1) 地方税関係書類のうち、申告等の主たる手続と併せて提出され、又は申告等の後に関連して提出されると考えられる一定の書類について、納税義務者、特別徴収義務者等の個人番号の記載を要しないこととする。詳細は別添一覧表(以下「一覧表」という。)を参照すること。

(2) 給与等、公的年金等又は退職手当等の支払者に対して次に掲げる申告書及び当該申告書に記載すべき控除対象配偶者又は扶養親族等の個人番号その他の事項を記載した帳簿を備えているときは、当該提出をする者は、当該申告書に、その帳簿に記載されている個人番号の記載を要しないこととする。(下記申告書は、国税(所得税)と共通する様式として用いられるものであり、所得税においても、今後、同じ見直しが行われることとされている。)

- ① 給与所得者の扶養親族申告書
- ② 公的年金等受給者の扶養親族申告書
- ③ 退職所得申告書

2 適用開始時期等

今回の地方税分野における個人番号利用手続の一部に係る見直しの適用開始時期及び法令改正の時期等については、次によることとする。

(1) 国税における手続と一体的に行われると考えられる手続(一覧表中、P. 1 項番 7「相続による納税義務の承継の届出」並びに P. 11 項番 28「給与支払報告書及び公的年金等支払報告書の光ディスク等による提出承認申請書の提出」及び項番 30「給与所得の特別徴収の納期の特別に係る申請」の 3 手続)については、当該国税における手続の適用開始時期と合致させる観点から、平成 29 年 1 月 1 日から適用する。

(2) 電子申告等システム(eLTAX)で対応している手続(一覧表中、P. 12 項番 41「特別徴収義務者の所在地・名称変更届の提出」及び項番 42「特別徴収

切替届出(依頼)書の提出」並びにP.71項番5「賦課徴収に関する申告(事業所等の新設・廃止、事業所等家屋の貸付等)」の3手続)については、システム改修等に要する期間を考慮し、平成29年1月1日からシステムを切り替えることとしている。各地方団体においては、条例、規則その他の個人番号の利用に係る根拠規定を改正することが必要となるが、その適用時期は平成29年1月1日とすることが適当である。

(3)(1)、(2)以外の手続については、以下の通りとする。

① 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)改正を伴うもの

：平成28年1月1日から適用する。

② ①以外のもの：政省令に申告書等の記載事項及び様式の規定がない手続であり、各地方団体において条例、規則その他の個人番号の利用に係る根拠規定を速やかに改正し、原則として平成28年1月1日から適用することが適当である。

(4)(1)から(8)までに關する今後のスケジュール等については、以下の通りである。

・(1)に關する政省令改正については、今後、国税と同様の時期に改正し、施行する予定であること。

・(2)については、既に各地方団体において条例、規則等の規定を整備済みの場合は、その改正が必要となるため、各地方団体において遺漏なく対応すること。

・(3)①については、現在、地方税法施行規則の改正作業中であり、平成27年12月中旬に公布する予定である。(3)②については、平成28年1月1日から適用できるよう、各地方団体において速やかに対応すること。

3 備考

(1)今回の見直しは、個人番号の記載を不要とすることによって、本人確認手続等の納税義務者、特別徴収義務者等の負担を軽減することを目的としていることから、個人番号の取扱いのみを見直すこととし、法人番号の取扱いについては変更しないこととしている。

(2)一覧表中の記号及び配色の凡例は、以下の通りである。

☆ (青色)：国税における手続と一体的に行われると考えられる手続であり、当該国税における手続の適用開始時期と合わせて適用を開始することとした手続。

△ (灰色)：平成27年10月2日付け通知において◎(政省令に申告書等の記載事項又は様式の規定があり、当該記載事項又は様式の改正により番号の利用を規定する手続)としていたが、今回の見直しにより、個人番号を記載しない取扱いとし、政省令を改正することとした手続。

● (黄色)：平成27年10月2日付け通知において○(政省令に申告書等の記載事項及び様式の規定はないが、番号を利用すべき手続。条例等に規定があれば規定の整備が必要。)としていたが、今回の見直しにより、個人番号を記載しない取扱いとした手続(又は、税目の性格等によって記載の有無を各地方団体で判断すべきものと整理した手続)。このため、条例等の規定を整備済みの場合は、その改正が必要。

(3)「徴収猶予の申請(p.2項番14)」や「保全差押をしないこと(の求め(p.2項番19))等、各々の税目の性格(他手続において個人番号を収集できる機会の多寡等)や各地方団体の実情を勘案した上で、個人番号の記載の有無について税目ごとに各地方団体の判断に委ねることが適当と考えられる手続については、「税目の性格等によって判断」として整理した。「(地方税法総則)の88手続」

担当 総務省自治税務局市町村税課
矢口、栢原、清水、古山
電話 03-5253-5669 (直通)